

東京都感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

改正後	現行
<p>第1から第4まで（現行のとおり）</p> <p>第5 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、<u>新型インフルエンザ等感染症（別表1の119及び120に掲げるものを除く）</u>及び指定感染症</p> <p>(1) 調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断又は検案した医師</p> <p>一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、<u>新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和4年6月30日付健感発0630厚生労働省健康局結核感染症課長通知。令和5年5月2日最終改正。以下「届出基準」という。）に基づき診断した場合及び当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）</u>は、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により、本要綱の別記様式8から9、及び11から74を用いて、届出を行う。</p> <p>イ （現行のとおり）</p> <p>ウ 保健所</p> <p>（ア）届出を受けた保健所は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、当該届出が感染症サーベイランスシステムの入力環境がない医師からの届出である場合には、直ちに感染症サーベイランスシステムに届出内容を入力するものとする。</p>	<p>第1から第4まで（略）</p> <p>第5 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、<u>新型インフルエンザ等感染症（別表1の118及び119に掲げるものを除く）</u>及び指定感染症</p> <p>(1) 調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断した医師</p> <p>一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、<u>新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について平成18年3月8日付健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知、令和4年8月19日最終改正。以下「届出基準」という。）</u>に基づき診断した場合は、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により、本要綱の別記様式8から9、及び11から74を用いて、届出を行う。</p> <p>イ （略）</p> <p>ウ 保健所</p> <p>（ア）届出を受けた保健所は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、当該届出が感染症サーベイランスシステムの入力環境がない医師からの届出である場合には、直ちに感染症サーベイランスシステムに届出内容を入力するものとする。</p>

また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について依頼等するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて保健医療局感染症対策部防疫課及び健康安全研究センターと協議する。

(イ)～(ウ) (現行のとおり)

エ 健康安全研究センター

(ア) (現行のとおり)

(イ) 健康安全研究センターは、検体等が送付された場合にあつては、病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所、保健医療局感染症対策部防疫課に送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。

(ウ) (現行のとおり)

(エ) 健康安全研究センターは、患者が一類感染症と診断されている場合(疑いを含む。)又は東京都域を越えた感染症の集団発生があつた場合等の緊急の場合及び国から求められた場合にあつては、保健医療局感染症対策部防疫課等と協議の上、検体等を国立感染症研究所に送付する。

(オ) (現行のとおり)

オ (現行のとおり)

(削除)

また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について依頼等するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課及び健康安全研究センターと協議する。

(イ)～(ウ) (略)

エ 健康安全研究センター

(ア) (略)

(イ) 健康安全研究センターは、検体等が送付された場合にあつては、病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課に送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。

(ウ) (略)

(エ) 健康安全研究センターは、患者が一類感染症と診断されている場合(疑いを含む。)又は東京都域を越えた感染症の集団発生があつた場合等の緊急の場合及び国から求められた場合にあつては、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課等と協議の上、検体等を国立感染症研究所に送付する。

(オ) (略)

オ (略)

2 新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

新型コロナウイルス感染症又は再興型コロナウイルス感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定める基準に基づき、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(以下「HER-SYS」という。)への入力により行うことを基本とするが、HER-SYSの入力環境がない場合には、最寄りの保健

所が定める方法により行って差し支えない。

イ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供について、依頼又は命令を受けた場合にあつては、検体等を提供する。

ウ 保健所

(ア) 届出を受けた保健所は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、当該届出がHER-SYSの入力環境がない医師からの届出である場合は、HER-SYSに届出内容を入力するものとする。また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合には、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について依頼等するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課及び健康安全研究センターと協議する。

(イ) 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、健康安全研究センターへ検査を依頼するものとする。

(ウ) 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、地区医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し、連携を図る。

エ 健康安全研究センター

(ア) 健康安全研究センターは、HER-SYSを活用し、管内の患者情報について保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。

(イ) 健康安全研究センターに検体等が送付された場合にあつては、病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課に送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。

(ウ) 検査のうち、健康安全研究センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。

(エ) 基幹地方感染症情報センターである健康安全研究センターは、HER-SYS等の活用により、東京都内のすべての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を公表される都道府県情報及び全国情報と併せて、ホームページへの掲載等の適切な方法により、保健所等の関係機関に提供・公開する。

オ 福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課は、保健所等がHER-SYSに入力した情報、健康安全研究センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

カ 情報の報告等

(ア) 都道府県知事等は、その管轄する区域外に居住する者について法第12条第1項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、その居住地を管轄する都道府県知事等に通報する。保健所設置市等の長が通報先となる場合には、当該市・区が所在する都道府県知事にも通報する。

(イ) 保健所設置市等の長は、厚生労働大臣に対して、

- ・ 法第12条の規定による発生届出の一連の事務の中で、同条第2項の報告を行う場合
- ・ 法第15条の規定による積極的疫学調査の一連の事務の中で、同条第13項の報告を行う場合は、併せて都道府県知事に報告する。

(ウ) 都道府県知事等は、他の都道府県知事等が管轄する区域内における感染症のまん延を防止するために必要な場合は、法第15条の規定による積極的疫学調査の結果を、当該他の都道府県知事等に通報する。保健所設置市等の長が通報先となる場合には、当該市・区が所在する都道府県知事にも通報する。

(エ) (ア) から (ウ) の報告等について、HER-SYSにより相互情報を

2 全数把握対象の五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるものを除く。）

（1）調査単位及び実施方法

ア 診断又は検案した医師

全数把握対象の五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるものを除く。）を届出基準に基づき診断した又は当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）医師は、7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により、国の定める届出基準の別記様式5-1から5-11、5-13から5-15、5-17から5-21、5-24並びに本要綱の別記様式10を用いて、届出を行う。

イ （現行のとおり）

ウ 保健所

（ア）届出を受けた保健所は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、当該届出が感染症サーベイランスシステムの入力環境がない医師からの届出である場合には、直ちに感染症サーベイランスシステムに届出内容を入力するものとする。

また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて保健医療局感染症対策部防疫課及び健康安全研究センターと協議する。

閲覧できる措置講じた場合は、当該報告等をしたものとみなす。

キ その他

病原体検査を行政検査として医療機関に委託している場合には、当該医療機関において、保健所及び都道府県等に必要な情報提供を行うこと。当該情報共有は、HER-SYSへの入力により行うことを基本とすること。

3 全数把握対象の五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるものを除く。）

（1）調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

全数把握対象の五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるものを除く。）を届出基準に基づき診断した医師は、7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により、国の定める届出基準の別記様式5-1から5-11、5-13から5-15、5-17から5-21、5-24並びに本要綱の別記様式10を用いて、届出を行う。

イ （略）

ウ 保健所

（ア）届出を受けた保健所は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、当該届出が感染症サーベイランスシステムの入力環境がない医師からの届出である場合には、直ちに感染症サーベイランスシステムに届出内容を入力するものとする。

また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課及び健康安全研究センターと協議する。

(イ)～(ウ) (現行のとおり)

エ 健康安全研究センター

(ア) (現行のとおり)

(イ) 健康安全研究センターは、検体等が送付された場合にあつては、病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所、保健医療局感染症対策部防疫課に送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。

(ウ) (現行のとおり)

(エ) 健康安全研究センターは、東京都域を越えた感染症の集団発生があつた場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあつては、保健医療局感染症対策部防疫課等と協議の上、検体等を国立感染症研究所に送付する。

(オ) (現行のとおり)

3 定点把握対象の五類感染症

(1) (現行のとおり)

(2) 定点の選定

ア (現行のとおり)

(ア) 小児科定点

対象感染症のうち、別表1の88から99までに掲げるものについては、小児科を標ぼうする医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、インフルエンザ定点、新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」とする。）定点として協力するよう努めること。なお、インフルエンザ定点と COVID-19 定点は同一とする（インフルエンザ／COVID-19 定点）。

(イ) インフルエンザ定点、COVID-19 定点

対象感染症のうち、別表1の100に掲げるインフルエンザ（鳥インフ

(イ)～(ウ) (略)

エ 健康安全研究センター

(ア) (略)

(イ) 健康安全研究センターは、検体等が送付された場合にあつては、病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課に送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。

(ウ) (略)

(エ) 健康安全研究センターは、東京都域を越えた感染症の集団発生があつた場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあつては、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課等と協議の上、検体等を国立感染症研究所に送付する。

(オ) (略)

4 定点把握対象の五類感染症

(1) (略)

(2) 定点の選定

ア (略)

(ア) 小児科定点

対象感染症のうち、別表1の88から99までに掲げるものについては、小児科を標ぼうする医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、インフルエンザ定点として協力するよう努めること。

(イ) インフルエンザ定点

対象感染症のうち、別表1の100に掲げるインフルエンザ（鳥インフ

ルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。)及び116に掲げる新型コロナウイルス感染症については、前記(ア)で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点及びCOVID-19定点として協力する小児科定点に加え、内科を標ぼうする医療機関(主として内科医療を提供しているもの)を内科定点として指定し、両者を合わせてインフルエンザ定点、COVID-19定点とする。

(ウ)～(オ)(現行のとおり)

イ～ウ(現行のとおり)

エ 保健所

(ア)届出を受けた保健所は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない医療機関からの届出である場合には、患者定点から得られた患者情報が週単位の場合は調査対象の週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の3日までに、感染症サーベイランスシステムに入力するものとし、併せて、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報については、保健医療局感染症対策部防疫課及び健康安全研究センターに報告する。

また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて保健医療局感染症対策部防疫課及び健康安全研究センターと協議する。

(イ)～(ウ)(現行のとおり)

オ 健康安全研究センター

(ア)(現行のとおり)

(イ)健康安全研究センターは、別記様式1の検査票及び検体又は病原体情報が送付された場合にあつては、当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式1により保健所、保健医療局感染症対策部防疫課に送付する。また、病原体情報について、速や

ルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。)については、前記(ア)で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標ぼうする医療機関(主として内科医療を提供しているもの)を内科定点として指定し、両者を合わせてインフルエンザ定点とする。

(ウ)～(オ)(略)

イ～ウ(略)

エ 保健所

(ア)届出を受けた保健所は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない医療機関からの届出である場合には、患者定点から得られた患者情報が週単位の場合は調査対象の週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の3日までに、感染症サーベイランスシステムに入力するものとし、併せて、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報については、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課及び健康安全研究センターに報告する。

また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課及び健康安全研究センターと協議する。

(イ)～(ウ)(略)

オ 健康安全研究センター

(ア)(略)

(イ)健康安全研究センターは、別記様式1の検査票及び検体又は病原体情報が送付された場合にあつては、当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式1により保健所、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課に送付する。また、病原体情報につ

かに中央感染症情報センターに報告する。

(ウ) (現行のとおり)

(エ) 健康安全研究センターは、東京都域を越えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあつては、保健医療局感染症対策部防疫課等と協議の上、検体等を国立感染症研究所に送付する。

(オ) (現行のとおり)

4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症(定点)

(1)～(3) (略)

(4) 実施方法

ア (現行のとおり)

イ 保健所

(ア) 保健所は、疑似症定点から得られた疑似症情報を、随時保健医療局感染症対策部防疫課に報告する。

また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報については、保健医療局感染症対策部防疫課及び健康安全研究センターに報告する。

(イ) (現行のとおり)

ウ 保健医療局感染症対策部防疫課

保健医療局感染症対策部防疫課は保健所から得られた疑似症情報を健康安全研究センターに報告する。

エ (現行のとおり)

5 その他

(1)～(2) (略)

(3) 本実施要綱に定める事項以外の内容については、必要に応じて保健医療局長が定めることとする。

6 特別区及び保健所政令市との関係

(現行のとおり)

いて、速やかに中央感染症情報センターに報告する。

(ウ) (略)

(エ) 健康安全研究センターは、東京都域を越えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあつては、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課等と協議の上、検体等を国立感染症研究所に送付する。

(オ) (略)

5 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(1)～(3) (略)

(4) 実施方法

ア (略)

イ 保健所

(ア) 保健所は、疑似症定点から得られた疑似症情報を、随時福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課に報告する。

また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報については、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課及び健康安全研究センターに報告する。

(イ) (略)

ウ 福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課は保健所から得られた疑似症情報を健康安全研究センターに報告する。

エ (略)

6 その他

(1)～(2) (略)

(3) 本実施要綱に定める事項以外の内容については、必要に応じて福祉保健局長が定めることとする。

7 特別区及び保健所政令市との関係

(略)

附 則

(現行のとおり)

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月8日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から令和5年6月30日までの間、第5中「保健医療局感染症対策部防疫課」とあるのは「福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課」、「保健医療局長」とあるのは「福祉保健局長」とする。

附 則

(略)

別表 1

感染症法に基づく感染症の分類

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び指定感染症

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届種別	時期
一類	1 エボラ出血熱	○	○	○	全数	直ちに
	2 クリミア・コンゴ出血熱					
	3 痘そう					
	4 南米出血熱					
	5 ベスト					
	6 マールブルグ病					
	7 ラッサ熱					
二類	8 急性灰白髄炎	○	-	○	全数	直ちに
	9 結核	○	○	△※		
	10 ジフテリア	○	-	○		
	11 重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)	○	○	○		
	12 中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)	○	○	○		
	13 鳥インフルエンザ (H5N1)	○	○	○		
三類	14 鳥インフルエンザ (H7N9)	○	○	○	全数	直ちに
	15 コレラ	○	-	○		
	16 細菌性赤痢	○	-	○		
	17 腸管出血性大腸菌感染症	○	-	○		
	18 腸チフス	○	-	○		
19 パラチフス	○	-	○			

※結核の無症状病原体保有者については、結核医療を必要としないと認められる場合は届出不要。

別表 1

感染症法に基づく感染症の分類

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び指定感染症

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届種別	時期
一類	1 エボラ出血熱	○	○	○	全数	直ちに
	2 クリミア・コンゴ出血熱					
	3 痘そう					
	4 南米出血熱					
	5 ベスト					
	6 マールブルグ病					
	7 ラッサ熱					
二類	8 急性灰白髄炎	○	-	○	全数	直ちに
	9 結核	○	○	△※		
	10 ジフテリア	○	-	○		
	11 重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)	○	○	○		
	12 中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)	○	○	○		
	13 鳥インフルエンザ (H5N1)	○	○	○		
三類	14 鳥インフルエンザ (H7N9)	○	○	○	全数	直ちに
	15 コレラ	○	-	○		
	16 細菌性赤痢	○	-	○		
	17 腸管出血性大腸菌感染症	○	-	○		
	18 腸チフス	○	-	○		
19 パラチフス	○	-	○			

※結核の無症状病原体保有者については、結核医療を必要としないと認められる場合は届出不要。

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届種	出別 時期
四 類	20 E型肝炎	○	—	○	全数	直ちに
	21 ウエストナイル熱 (ウエストナイル脳炎を含む。)	○	—	○		
	22 A型肝炎	○	—	○		
	23 エキノコックス症	○	—	○		
	24 黄熱	○	—	○		
	25 オウム病	○	—	○		
	26 オムスク出血熱	○	—	○		
	27 回帰熱	○	—	○		
	28 キャサヌル森林病	○	—	○		
	29 Q熱	○	—	○		
	30 狂犬病	○	—	○		
	31 コクシジオイデス症	○	—	○		
	32 サル痘	○	—	○		
	33 ジカウイルス感染症	○	—	○		
	34 重症熱性血小板減少症候群 (病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)	○	—	○		
	35 腎症候性出血熱	○	—	○		
	36 西部ウマ脳炎	○	—	○		
	37 ダニ媒介脳炎	○	—	○		
	38 炭疽	○	—	○		
	39 チクングニア熱	○	—	○		
	40 つつが虫病	○	—	○		
	41 デング熱	○	—	○		
	42 東部ウマ脳炎	○	—	○		
	43 鳥インフルエンザ (H5N1及びH7N9を除く)	○	—	○		
	44 ニパウイルス感染症	○	—	○		
	45 日本紅斑熱	○	—	○		
	46 日本脳炎	○	—	○		
	47 ハンタウイルス肺症候群	○	—	○		
	48 Bウイルス病	○	—	○		
	49 鼻疽	○	—	○		
	50 ブルセラ症	○	—	○		

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届種	出別 時期
四 類	20 E型肝炎	○	—	○	全数	直ちに
	21 ウエストナイル熱 (ウエストナイル脳炎を含む。)	○	—	○		
	22 A型肝炎	○	—	○		
	23 エキノコックス症	○	—	○		
	24 黄熱	○	—	○		
	25 オウム病	○	—	○		
	26 オムスク出血熱	○	—	○		
	27 回帰熱	○	—	○		
	28 キャサヌル森林病	○	—	○		
	29 Q熱	○	—	○		
	30 狂犬病	○	—	○		
	31 コクシジオイデス症	○	—	○		
	32 サル痘	○	—	○		
	33 ジカウイルス感染症	○	—	○		
	34 重症熱性血小板減少症候群 (病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)	○	—	○		
	35 腎症候性出血熱	○	—	○		
	36 西部ウマ脳炎	○	—	○		
	37 ダニ媒介脳炎	○	—	○		
	38 炭疽	○	—	○		
	39 チクングニア熱	○	—	○		
	40 つつが虫病	○	—	○		
	41 デング熱	○	—	○		
	42 東部ウマ脳炎	○	—	○		
	43 鳥インフルエンザ (H5N1及びH7N9を除く)	○	—	○		
	44 ニパウイルス感染症	○	—	○		
	45 日本紅斑熱	○	—	○		
	46 日本脳炎	○	—	○		
	47 ハンタウイルス肺症候群	○	—	○		
	48 Bウイルス病	○	—	○		
	49 鼻疽	○	—	○		
	50 ブルセラ症	○	—	○		

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届種別	時期
四 類	51 ベネズエラウマ脳炎	○	－	○	全数	直ちに
	52 ヘンドラウイルス感染症	○	－	○		
	53 発しんチフス	○	－	○		
	54 ポツリヌス症	○	－	○		
	55 マラリア	○	－	○		
	56 野兔病	○	－	○		
	57 ライム病	○	－	○		
	58 リッサウイルス感染症	○	－	○		
	59 リフトバレー熱	○	－	○		
	60 類鼻疽	○	－	○		
	61 レジオネラ症	○	－	○		
	62 レプトスピラ症	○	－	○		
	63 ロッキー山紅斑熱	○	－	○		

指定感染症	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届種別	時期
－	－	－	－	－	－	－

※令和5年5月2日現在、政令に基づく指定感染症なし。

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届種別	時期
四 類	51 ベネズエラウマ脳炎	○	－	○	全数	直ちに
	52 ヘンドラウイルス感染症	○	－	○		
	53 発しんチフス	○	－	○		
	54 ポツリヌス症	○	－	○		
	55 マラリア	○	－	○		
	56 野兔病	○	－	○		
	57 ライム病	○	－	○		
	58 リッサウイルス感染症	○	－	○		
	59 リフトバレー熱	○	－	○		
	60 類鼻疽	○	－	○		
	61 レジオネラ症	○	－	○		
	62 レプトスピラ症	○	－	○		
	63 ロッキー山紅斑熱	○	－	○		

指定感染症	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届種別	時期
－	－	－	－	－	－	－

※令和3年2月13日現在、政令に基づく指定感染症なし。

2 五類感染症（全数把握）

	疾患名	届出対象者			届出方法			
		患者	疑似患者	無症状病原体保有者	届種別	時期		
64	アメーバ赤痢	○	-	-	全数	7日以内		
65	ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く。)	○	-	-				
66	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	○	-	-				
67	急性弛緩性麻痺 (急性灰白髄炎を除く。)	○	-	-				
68	急性脳炎 (ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ペネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)	○	-	-				
69	クリプトスポリジウム症	○	-	-				
70	クロイツフェルト・ヤコブ病	○	-	-				
71	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	○	-	-				
72	後天性免疫不全症候群	○	-	○				
73	ジアルジア症	○	-	-				
74	侵襲性インフルエンザ菌感染症	○	-	-				
75	侵襲性髄膜炎菌感染症	○	-	-			全数	直ちに
76	侵襲性肺炎球菌感染症	○	-	-			全数	7日以内
77	水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）	○	-	-				
78	先天性風しん症候群	○	-	-				
79	梅毒	○	-	○				
80	播種性クリプトコックス症	○	-	-				
81	破傷風	○	-	-				
82	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	-	-				
83	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	○	-	-				
84	百日咳	○	-	-				
85	風しん	○	-	-	全数	直ちに		
86	麻疹	○	-	-	全数	直ちに		
87	薬剤耐性アシネトバクター感染症	○	-	-				

2 五類感染症（全数把握）

	疾患名	届出対象者			届出方法			
		患者	疑似患者	無症状病原体保有者	届種別	時期		
64	アメーバ赤痢	○	-	-	全数	7日以内		
65	ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く。)	○	-	-				
66	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	○	-	-				
67	急性弛緩性麻痺 (急性灰白髄炎を除く。)	○	-	-				
68	急性脳炎 (ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ペネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)	○	-	-				
69	クリプトスポリジウム症	○	-	-				
70	クロイツフェルト・ヤコブ病	○	-	-				
71	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	○	-	-				
72	後天性免疫不全症候群	○	-	○				
73	ジアルジア症	○	-	-				
74	侵襲性インフルエンザ菌感染症	○	-	-				
75	侵襲性髄膜炎菌感染症	○	-	-			全数	直ちに
76	侵襲性肺炎球菌感染症	○	-	-			全数	7日以内
77	水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）	○	-	-				
78	先天性風しん症候群	○	-	-				
79	梅毒	○	-	○				
80	播種性クリプトコックス症	○	-	-				
81	破傷風	○	-	-				
82	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	-	-				
83	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	○	-	-				
84	百日咳	○	-	-				
85	風しん	○	-	-	全数	直ちに		
86	麻疹	○	-	-	全数	直ちに		
87	薬剤耐性アシネトバクター感染症	○	-	-				

3 新型インフルエンザ等感染症

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似患者	無症状病原体保有者	届種 出別	時期
117	新型インフルエンザ	○	○	○	全数	直ちに
118	再典型インフルエンザ	○	○	○		
119	新型コロナウイルス感染症	○	○	○		
120	再典型コロナウイルス感染症	○	○	○		

3 新型インフルエンザ等感染症

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似患者	無症状病原体保有者	届種 出別	時期
116	新型インフルエンザ	○	○	○	全数	直ちに
117	再典型インフルエンザ	○	○	○		
118	新型コロナウイルス感染症	○	○	○		
119	再典型コロナウイルス感染症	○	○	○		

4 五類感染症（定点把握）

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似患者	無症状病原体保有者	届出種別(定点)	時期
88	RSウイルス感染症	○	-	-	別表2参照	
89	咽頭結膜熱	○	-	-		
90	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	○	-	-		
91	感染性胃腸炎	○	-	-		
92	水痘	○	-	-		
93	手足口病	○	-	-		
94	伝染性紅斑	○	-	-		
95	突発性発しん	○	-	-		
96	ヘルパンギーナ	○	-	-		
97	流行性耳下腺炎	○	-	-		
98	不明発しん症 (都単独)	○	-	-		
99	川崎病 (都単独)	○	-	-		
100	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	○	-	-		
101	急性出血性結膜炎	○	-	-		
102	流行性角結膜炎	○	-	-		
103	性器クラミジア感染症	○	-	-		
104	性器ヘルペスウイルス感染症	○	-	-		
105	尖圭コンジローマ	○	-	-		
106	淋菌感染症	○	-	-		
107	膣トリコモナス症 (都単独)	○	-	-		
108	クラミジア肺炎 (オウム病を除く。)	○	-	-		
109	感染性胃腸炎 (病原体がロタウイルスであるものに限る。)	○	-	-		
110	細菌性髄膜炎 (インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く)	○	-	-		
111	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	○	-	-		
112	マイコプラズマ肺炎	○	-	-		
113	無菌性髄膜炎	○	-	-		
114	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	-	-		
115	薬剤耐性緑膿菌感染症	○	-	-		
116	新型コロナウイルス感染症 (「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)第二条第一号イに規定する「新型コロナウイルス感染症」に該当するものに限る。)	○	○	○		

4 五類感染症（定点把握）

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似患者	無症状病原体保有者	届出種別(定点)	時期
88	RSウイルス感染症	○	-	-	別表2参照	
89	咽頭結膜熱	○	-	-		
90	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	○	-	-		
91	感染性胃腸炎	○	-	-		
92	水痘	○	-	-		
93	手足口病	○	-	-		
94	伝染性紅斑	○	-	-		
95	突発性発しん	○	-	-		
96	ヘルパンギーナ	○	-	-		
97	流行性耳下腺炎	○	-	-		
98	不明発しん症 (都単独)	○	-	-		
99	川崎病 (都単独)	○	-	-		
100	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	○	-	-		
101	急性出血性結膜炎	○	-	-		
102	流行性角結膜炎	○	-	-		
103	性器クラミジア感染症	○	-	-		
104	性器ヘルペスウイルス感染症	○	-	-		
105	尖圭コンジローマ	○	-	-		
106	淋菌感染症	○	-	-		
107	膣トリコモナス症 (都単独)	○	-	-		
108	クラミジア肺炎 (オウム病を除く。)	○	-	-		
109	感染性胃腸炎 (病原体がロタウイルスであるものに限る。)	○	-	-		
110	細菌性髄膜炎 (インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く)	○	-	-		
111	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	○	-	-		
112	マイコプラズマ肺炎	○	-	-		
113	無菌性髄膜炎	○	-	-		
114	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	-	-		
115	薬剤耐性緑膿菌感染症	○	-	-		
116	薬剤耐性緑膿菌感染症	○	-	-		

5 疑似症

	届出対象	届出対象者			調査 単位 (期間)	時期
		患者	疑似症 患者	無症状 病原体 保有者		
121	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。	-	○	-	別表3参照	

6 法第14条第8項の規定に基づく把握

	届出対象	届出対象者			調査 単位 (期間)	時期
		患者	疑似症 患者	無症状 病原体 保有者		
122	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し、都道府県知事が指定届出施設以外の施設又は診療所の医師に法第14条第8項に基づき届出を求めたもの。	=	○	=	別表3参照	

5 疑似症

	届出対象	届出対象者			調査 単位 (期間)	時期
		患者	疑似症 患者	無症状 病原体 保有者		
120	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。	-	○	-	別表3参照	

別表 2

五類感染症（定点把握）の調査単位と報告時期

定点種別	疾患名	調査単位 (期間)	時 期
小児科 定点 ※	RSウイルス感染症	週単位 (月曜日から日曜日。以下同じ。)	次の月曜日
	咽頭結膜熱		
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎		
	感染性胃腸炎		
	水痘		
	手足口病		
	伝染性紅斑		
	突発性発しん		
	ヘルパンギーナ		
	流行性耳下腺炎		
	不明発しん症 (都単独)		
	川崎病 (都単独)		
	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)		
	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))		
内科 定点※	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	週単位	次の月曜日
	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))		
眼科 定点	急性出血性結膜炎	週単位	次の月曜日
	流行性角結膜炎		
性 感 染 症 定 点	性器クラミジア感染症	月単位	翌月初日
	性器ヘルペスウイルス感染症		
	尖圭コンジローマ		
	淋菌感染症		
基 幹 定 点	腫トリコモナス症 (都単独)	週単位	次の月曜日
	クラミジア肺炎 (オウム病を除く)		
	感染性胃腸炎 (病原体がロタウイルスであるものに限る。)		
	細菌性髄膜炎 (インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く)		
	マイコプラズマ肺炎		
	無菌性髄膜炎		
	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。入院患者のみ。)		
	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症		
	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症		
	薬剤耐性緑膿菌感染症		

※小児科定点と内科定点を合わせてインフルエンザ定点、COVID-19定点とする。

別表 2

五類感染症（定点把握）の調査単位と報告時期

定点種別	疾患名	調査単位 (期間)	時 期
小児科 定点 ※	RSウイルス感染症	週単位 (月曜日から日曜日。以下同じ。)	次の月曜日
	咽頭結膜熱		
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎		
	感染性胃腸炎		
	水痘		
	手足口病		
	伝染性紅斑		
	突発性発しん		
	ヘルパンギーナ		
	流行性耳下腺炎		
	不明発しん症 (都単独)		
	川崎病 (都単独)		
	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)		
	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)		
内科 定点※	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	週単位	次の月曜日
眼科 定点	急性出血性結膜炎 流行性角結膜炎	週単位	次の月曜日
性 感 染 症 定 点	性器クラミジア感染症	月単位	翌月初日
	性器ヘルペスウイルス感染症		
	尖圭コンジローマ		
	淋菌感染症		
基 幹 定 点	腫トリコモナス症 (都単独)	週単位	次の月曜日
	クラミジア肺炎 (オウム病を除く)		
	感染性胃腸炎 (病原体がロタウイルスであるものに限る。)		
	細菌性髄膜炎 (インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く)		
	マイコプラズマ肺炎		
	無菌性髄膜炎		
	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。入院患者のみ。)		
	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症		
	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症		
	薬剤耐性緑膿菌感染症		

※小児科定点と内科定点を合わせてインフルエンザ定点とする。

別表 3

疑似症の調査単位と報告時期

定点 種別	届出対象	調査単位 (期間)	時 期
疑似症定点	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。	随時	直ちに
法第14条第8項の規定に基づく 把握	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し、都道府県知事が指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に法第14条第8項に基づき届出を求めたもの。	週単位	次の月曜日

(注)

- 1 感染症法に規定する感染症によるものでないことが明らかである場合には、本届出の対象とはならない。
- 2 感染症法に規定する感染症によるものであることが明らかであり、かつ、いずれの感染症であるかが特定可能な場合には、当該感染症の届出基準に基づき届出を行うこととなるため、本届出の対象とはならない。

別記様式一覧 (現行のとおり)

別記様式 1 (現行のとおり)

別表 3

疑似症の調査単位と報告時期

定点 種別	届出対象	調査単位 (期間)	時 期
疑似症定点	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。	随時	直ちに

(注)

- 1 感染症法に規定する感染症によるものでないことが明らかである場合には、本届出の対象とはならない。
- 2 感染症法に規定する感染症によるものであることが明らかであり、かつ、いずれの感染症であるかが特定可能な場合には、当該感染症の届出基準に基づき届出を行うこととなるため、本届出の対象とはならない。

別記様式一覧 (略)

別記様式 1 (略)

別記様式 2

別記様式 2
感染症発生動向調査（小児科定点）

週報

調査期間 年 月 日(日) ~ 月 日(日) 医療機関名: _____

病名	年齢	0~5	6~11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20	合計
		5月	5月										~14	~19	歳以上	
RSウイルス感染症	男															
	女															
咽頭結核菌	男															
	女															
A群溶血性レンサ球菌感染症	男															
	女															
感染性胃腸炎	男															
	女															
水痘	男															
	女															
手足口病	男															
	女															
伝染性紅斑	男															
	女															
突発性発しん	男															
	女															
ヘルパンギーナ	男															
	女															
流行性耳下腺炎	男															
	女															
不明発しん	男															
	女															
川崎病	男															
	女															

注1) 川崎病、不明発しんは東京都独自の報告対象疾患です。
注2) 感染性胃腸炎については、原因の如何に関わらず、届出基準に合致する患者を診断し、又は死体を検案した場合に届出を行うこと。

病名	年齢	0~5	6~11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20	
		5月	5月											~14	~19	20
インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び 新型インフルエンザ等 感染症をのぞく)	男															
	女															
		30	40	50	60	70	80歳	合計								
		~39	~49	~59	~69	~79	以上									

病名	年齢	0~5	6~11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20	
		5月	5月											~14	~19	20
新型コリナウイルス感染症 (新型コロナウイルス感染症) (重症急性呼吸器症候群 (SARS)及び新型インフルエンザ 等感染症を除く。)	男															
	女															
		30	40	50	60	70	80歳	合計								
		~39	~49	~59	~69	~79	以上									

東京都医療機関からのコメント

別記様式 2

別記様式 2
感染症発生動向調査（小児科定点）

週報

調査期間 年 月 日(日) ~ 月 日(日) 医療機関名: _____

病名	年齢	~5	~11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20	合計
		ヶ月	ヶ月											~14	~19	
RSウイルス感染症	男															
	女															
咽頭結核菌	男															
	女															
A群溶血性レンサ球菌感染症	男															
	女															
感染性胃腸炎	男															
	女															
水痘	男															
	女															
手足口病	男															
	女															
伝染性紅斑	男															
	女															
突発性発しん	男															
	女															
ヘルパンギーナ	男															
	女															
流行性耳下腺炎	男															
	女															
不明発しん	男															
	女															
川崎病	男															
	女															

注1) 川崎病、不明発しんは東京都独自の報告対象疾患です。
注2) 感染性胃腸炎については、原因の如何に関わらず、届出基準に合致する患者を診断し、又は死体を検案した場合に届出を行うこと。

病名	年齢	~5	~11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20	
		ヶ月	ヶ月											~14	~19	20
インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び 新型インフルエンザ等 感染症をのぞく)	男															
	女															
		30	40	50	60	70	80歳	合計								
		~39	~49	~59	~69	~79	以上									

東京都医療機関からのコメント

別記様式 3

別記様式3

週報

感染症発生動向調査（インフルエンザ/RSV/IB定定点）

調査期間 年 月 日 ~ 年 月 日 調査機関名:

		0~5 歳児	6~11 歳児	1歳	2	3	4	5	6	7	8	9	10~ 14	15~ 19	20~ 29	30~ 39	40~ 49	50~ 59	60~ 69	70~ 79	80歳 以上	合計	
インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型イン フルエンザ等感染症をのぞく)	男																						
	女																						
新型コロナウイルス感染症（重症 感染症）及びRSV感染症 （RSV感染症、重症感染症） （RSV感染症及び重症感染症を のぞく） （RSV感染症及び重症感染症を のぞく）	男																						
	女																						

定定点機関
からのコメント

別記様式 4 ~ 7 4 (現行のとおり)

別記様式 3

別記様式3

週報

感染症発生動向調査（インフルエンザ定定点）

調査期間 年 月 日 ~ 年 月 日 調査機関名:

		0~5 歳児	6~ 11 歳児	1歳	2	3	4	5	6	7	8	9	10~ 14	15~ 19	20~ 29	30~ 39	40~ 49	50~ 59	60~ 69	70~ 79	80歳 以上	合計	
インフルエンザ (鳥インフルエン ザ及び新型イン フルエンザ等 感染症をのぞ く)	男																						
	女																						

定定点機関
からのコメント

別記様式 4 ~ 7 4 (略)

